遊漁案内

漁場へ入る前に必ず遊漁承認証の交付を受けて下さい。

1　組合又は取扱所の備付けの用紙に、住所、氏名、年令を記入して下さい。
申請、承認手続き終了後、遊漁料金と引換に遊漁承認証（鑑札）を発行いたします。

2　遊漁者による、漁具、漁法は手釣、竿釣に限ります。
ただし、鮎毛バリ釣りは8月12日から、鮎ガリ釣りは10月1日から解禁です。
年釣遊漁証所持者のみ。

3　鮎友釣専用漁場の期間は6月5日（土）から9月18日（土）までです。

遊漁料現場加算　アユ日釣券　3,000円
アマゴ日釣券　800円

1　遊漁料金

	鮎釣り年間	鮎釣り日釣	雑釣り年間	雑釣り日釣
一般	12,000円	3,000円	3,000円	800円
高校生・身障者・満80才以上	6,000円	1,500円	1,500円	400円
中学生以下	無料	無料	無料	無料

※現場加算額鮎日釣3,000円・雑日釣800円加算されます。
高校生・満80才以上・身障者で割引料金を受けたい人は、年令及び身障者の確認のできる書証等の写しを提出して遊漁証を受けて下さい。
（年釣遊漁承認証には顔写真が1枚必要です。）

2　注意事項
（1）遊漁する時は遊漁承認証（鑑札）を携帯し、漁場監視指導員の要求があった時は提示して下さい。
（2）遊漁承認証（鑑札）は貸与出来ません。
（3）遊漁承認証（鑑札）は再発行はいたしません。

遊漁期間及び全長制限下欄参照。県漁業調整規則及び遊漁規則

魚　種	遊漁期間	全長制限	県の調整規則の罰則
あゆ	鮎釣解禁日～12月31日まで		6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
あまご・いわな	3月1日～9月30日まで	15cm未満はとってはいけない	
うぐい	6月1日～9月30日まで	10cm未満はとってはいけない	

組合の遊漁細則

遊漁者は竿釣、手釣しか出来ません	徴収する違反罰金	解禁前に違反した場合の徴収金額
●昼間、網を使って魚を捕った場合	15,000円	30,000円（にごりずき含む）
●夜間、網を使って魚を捕った場合	18,000円	36,000円
●昼夜を問わず舟等を使って網漁した場合	36,000円	72,000円
●ヤス・タクリ・鉄砲を使って魚を捕った場合	10,000円	20,000円

解禁日前の置き竿、幡等による漁場の独占又は、占有はいかなる者もしてはならない。

※　個人情報の利用目的について
提供いただいた個人情報は本人確認または連絡時等に利用します。

板取川上流漁業協同組合
（板取川鮎釣道場）

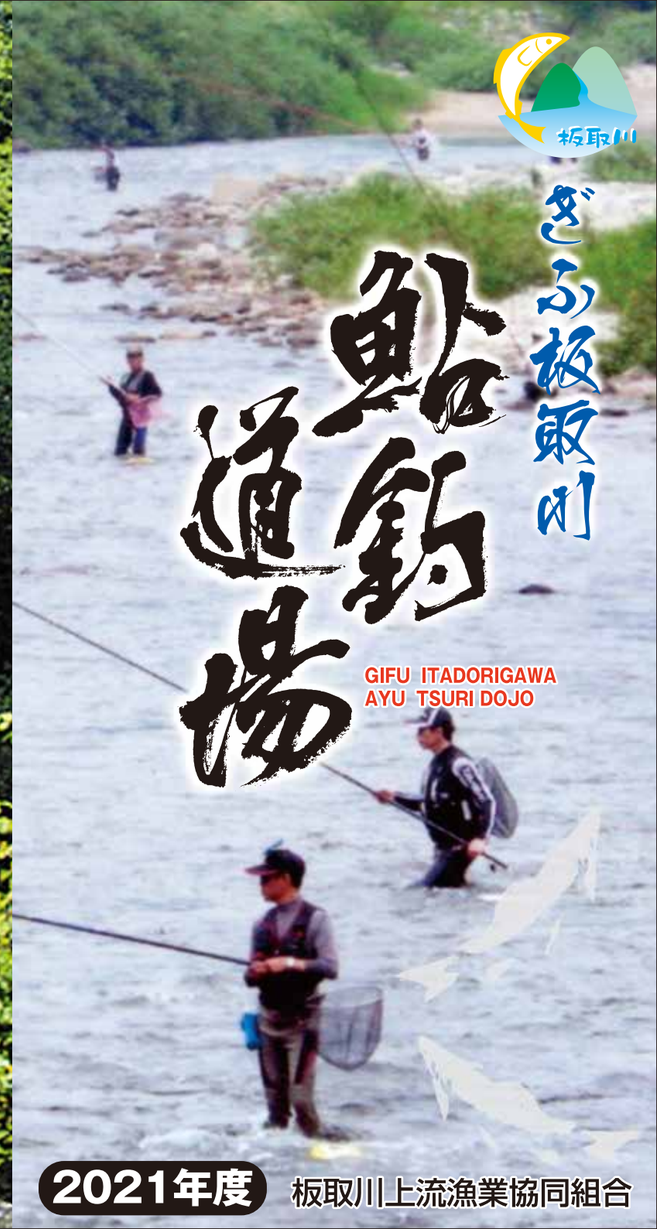
〒501-2816　関市洞戸大野840-5
TEL.0581-58-2134FAX.0581-58-2348
http://www.itadori-gawa.com



川を安全に楽しむために

釣りは、とても楽しい。
でも川には、足が滑り易いところがあるなど
危険な一面もあります。
天気や川の様子に注意して
安全に釣りを楽しみましょう!

河川安全利用推進協議会



ぎふ板取川

鮎釣道場

GIFU ITADORIGAWA
AYU TSURI DOJO

2021年度　板取川上流漁業協同組合